

地区別評価結果

目 次

【国営かんがい排水事業】

（農林水産省）

沖永良部 P. 1

（北海道）

江別南 P. 6

上音更 P.11

別海西部 P.16

浦臼 P.21

祥栄 P.26

富丘 P.31

【国営農地再編整備事業】

（北海道）

真狩 P.36

【国営総合農地防災事業】

（農林水産省）

新濃尾（二期） P.41

（北海道）

とうま P.46

サロベツ P.51

【独立行政法人緑資源機構営事業】

（特定中山間保全整備事業）

邑智西部 P.56

国営かんがい排水事業 沖永良部地区

事業の概要

本地区は、奄美群島の沖永良部島に位置しており、畑1,497haを対象に畑地かんがいを行うため、新規水源として地下ダムを築造するとともに、揚水機場、用水路等のかんがい施設を整備し、併せて関連事業により末端のかんがい施設の整備及び区画整理を実施するものである。

事業の目的・必要性

本地区の農業はさとうきび、ばれいしょを基幹とし、スプレイぎく、ソリダゴ、ゆり等の花き栽培が盛んである。

しかしながら、畑作に必要な用水は、降雨と一部のため池等に依存せざるを得ず、十分な用水手当がなされていないことから、農業生産が不安定であり、農業振興の妨げとなっている。

このため、本事業では、地下ダム、揚水機場、用水路等のかんがい施設を整備し、併せて関連事業により末端のかんがい施設の整備及び区画整理を実施することにより、安定的な用水の確保を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農産物の生産量の増	2,883百万円
・営農経費の節減	413百万円
・施設の維持管理費の増減	118百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	8百万円
・公共施設機能の維持	20百万円
・地域用水機能の増進	15百万円
・区画整理に伴う地籍の明確化	1百万円
・畑地の耕作土流出対策による水辺環境の保全	24百万円
	3,246百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		60,193百万円	
効用		3,246百万円	
廃用損失額		97百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		45年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0521	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	62,203百万円	
費用便益比	= /	1.03	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業により、基幹水利施設を建設し農業用水の確保を図り、併せて関連事業により末端用水施設等の整備を行うことにより、農業生産性の維持向上と農業用水の安定供給が可能となり、年間約2,883百万円相当の農業生産の向上、295百万円相当の営農経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

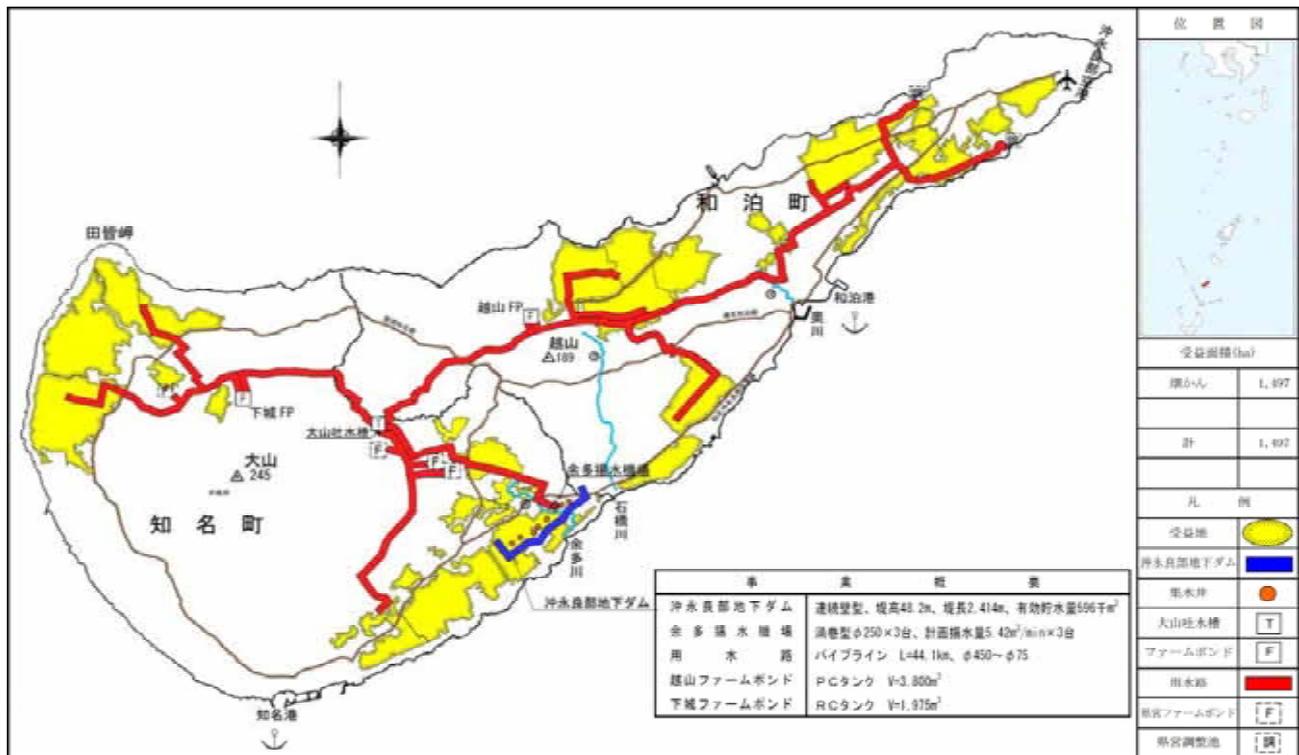
平成18年5月31日に開催した「沖永良部地区国営土地改良事業推進協議会通常総会」において、平成19年度着工について決議を行っている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,497ha		
2. 受益者数	3,944人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	地下ダム	1ヶ所	25,654百万円
	揚水機場	1ヶ所	780百万円
	用水路	44.1km	4,762百万円
	ファームポンド	2ヶ所	804百万円
4. 国営総事業費	32,000百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：九州農政局）（地区名：沖永良部地区）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項目	評価の内容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営かんがい排水事業 江別南地区

事業の概要

本事業は、北海道石狩支庁管内に位置する江別市、北広島市にまたがる農地1,204haを対象に、農地の湛水、過湿被害を解消するため、排水機（2ヶ所）及び排水路（2条L=5.2km）を整備するものである。

目的・必要性

本地区の排水施設は、国営江別南土地改良事業（昭和43年度～昭和47年度）等により整備されたが土地利用の変化に伴う流出形態の変化及び泥炭土区域における地盤沈下の進行により、排水施設の機能低下が生じているとともに、排水路の通水能力が不足している。また、現況排水施設は湛水を許容する整備水準であるため、降雨時には農地に湛水、過湿被害が生じている。

このため、本事業により排水機（2ヶ所）及び排水路（2条L=5.2km）を整備し、併せて関連事業により支線排水路を整備することにより、土地生産性の向上と農作業の効率化を図り、農業経営の安定及び地域農業の振興に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	93百万円
・営農経費の節減	111百万円
・施設の維持管理費の増減	4百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	226百万円
・橋梁の補償工事による公共施設機能の維持	12百万円
計	438百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		6,014百万円	
効用		438百万円	
廃用損失額		166百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		25年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0673	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	6,347百万円	
費用便益比	= /	1.05	

注1) 総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、農地の湛水、過湿被害を解消するための農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約93百万円相当の農作物生産量が増加、年間約111百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間438百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

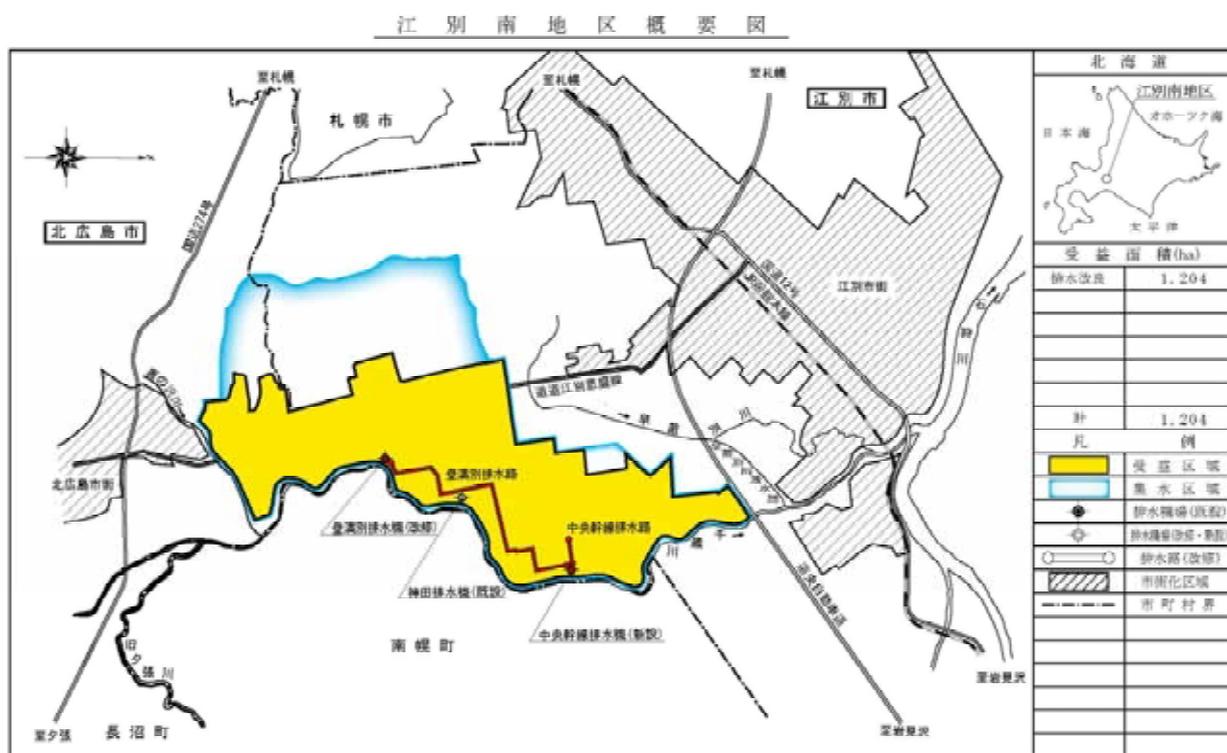
平成18年度中に、土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年3月に国営江別南地区土地改良事業促進期成会総会において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

概要図

1. 受益面積	1,204ha		
2. 受益者数	157人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水機（改修、新設）	2ヶ所	3,530百万円
	排水路（改修）	5.2km	1,470百万円
国営総事業費	5,000百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：江別南）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営かんがい排水事業 上音更地区

事業の概要

本事業は、北海道河東郡士幌町、上士幌町の畑地1,761haを対象に、農地の湛水被害を解消するため、排水路（1条L=6.5km）を整備するものである。

目的・必要性

地区を流下する排水路は、国営上音更土地改良事業(昭和40年度～昭和47年度)等により整備されたが、土地利用及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生するとともに効率的な農作業が行えない状況にある。

本事業は、排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、農地の生産性の向上及び農作業の効率化を実現することにより、農業経営の安定を図り地域農業の振興に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・ 農作物の生産量の増	5百万円
・ 営農経費の節減	112百万円
・ 施設の維持管理費の増減	5百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	58百万円
・ 橋梁の補償工事による公共施設機能の維持	14百万円
・ 魚類の生息環境に配慮した落差工設置による水辺環境の保全	24百万円
計	218百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		3,900百万円	
効用		218百万円	
廃用損失額		77百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		41	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0516	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	4,142百万円	
費用便益比	= /	1.06	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、農地の湛水被害を解消するための農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約5百万円相当の農産物生産量が増加するとともに、年間約112百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間218百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年6月に上音更地区国営かんがい排水事業促進期成会総会において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,761ha		
2. 受益者数	37人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水路（改修）	6.5 km	3,900百万円
国営総事業費	3,900百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：上音更）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営環境保全型かんがい排水事業 別海西部地区

事業の概要

本事業は、北海道野付郡別海町の農地9,952haを対象に、かんがい用水を利用した家畜ふん尿の効率的な農地還元と、農地の湛水被害、過湿被害の解消のため、取水工1ヶ所、用水路123条L=100.7km及び排水路(8条L=17.0km)を整備するものである。

目的・必要性

本地区は、国営開墾建設事業等により農地の開発や営農用水等が整備されたものの、地区のかんがい施設は未整備であり、かんがいは主として降雨に依存している。また、乳用牛の多頭化飼養により家畜ふん尿の処理に多大な労力を要している状況にある。

一方、地区内の河川においては、排水断面が不足していることから降雨時には農地の湛水、過湿被害が生じているため、効率的な農作業が行えない状況にある。また、地域では、降雨時に農用地等から流出する土砂及び肥料成分等により、河川、湖の水質悪化が懸念されている状況にある。

このため、本事業では、用水施設の整備により家畜ふん尿の有効利用を行うとともに、排水施設の整備により農地の湛水、過湿被害を解消し、土地生産性の向上及び農作業の効率化による農業経営の安定を図り、地域農業の振興に資するものである。

併せて、本事業では、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行い、環境保全型農業の推進に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・ 農作物の生産量の増	659百万円
・ 営農経費の節減	638百万円
・ 施設の維持管理費の増減	61百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	57百万円
・ 水辺環境の保全	1百万円
・ 用水路施設整備による水質浄化等の環境負荷の軽減	99百万円
計	1,393百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		22,128百万円	
効用		1,393百万円	
廃用損失額		79百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		38年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0546	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	25,437百万円	
費用便益比	= /	1.14	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約659百万円相当の農作物生産量の増加、年間約638百万円相当の営農経費の節減が図られるとともに、年間約99百万円相当の環境負荷の軽減など、年間約1,393百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年3月に別海町国営環境保全型かんがい排水事業促進期成会総会において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

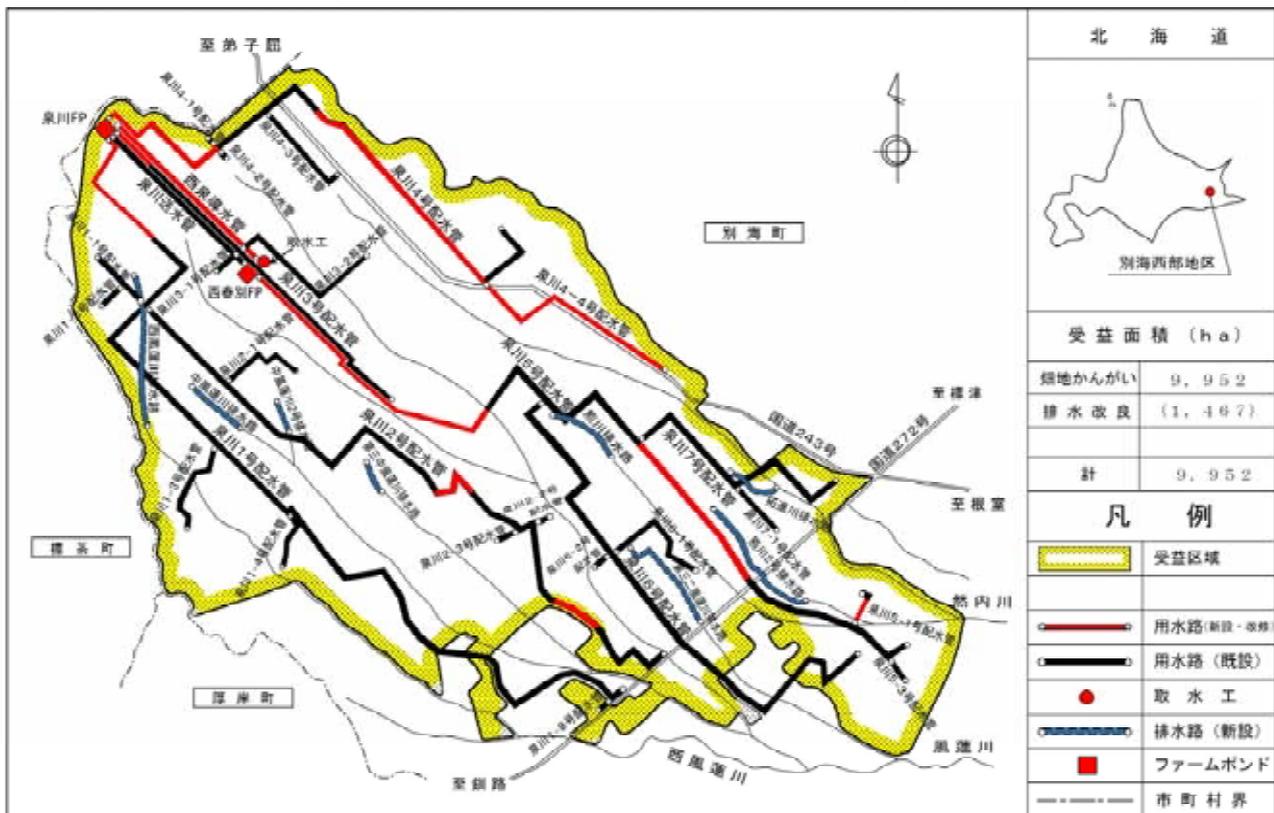
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	9,952ha		
2. 受益者数	174人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	取水工（新設）	1ヶ所	156百万円
	用水路（新設及び改修）	100.7km	18,561百万円
	排水路（新設）	17.0km	3,283百万円
国営総事業費	22,000百万円		

別海西部地区 概要図



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：別海西部）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・再近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営造成土地改良施設整備事業 浦臼地区

事業の概要

本地区の農業用水は、国営総合かんがい排水事業「浦臼地区」（昭和41年度～昭和46年度）により造成された浦臼第1揚水機場、浦臼第2揚水機場及び浦臼幹線用水路の各施設により地区内に配水されている。

各施設は建設以来30年以上経過しているため老朽化が著しく、施設機能の低下により用水管理に支障を来している。

本事業では、農業用水の安定供給のため、浦臼第1揚水機場と当該浦臼第1揚水機場から現況浦臼第2揚水機場までの浦臼幹線用水路を改修するものである。

目的・必要性

本地区は、北海道空知支庁管内の樺戸郡浦臼町及び新十津川町に位置する水稻作を中心とした農業地帯に位置している。

本地区の用水施設である浦臼第1揚水機場、浦臼第2揚水機場及び浦臼幹線用水路は、建設以来30年以上が経過していることから老朽化が著しく、取水不能となる事態が発生するなど、施設機能の低下により用水供給に支障を来している状況にある。

このため、本事業により、浦臼第1揚水機場と浦臼第1揚水機場から現況浦臼第2揚水機場までの浦臼幹線用水路を改修し施設機能を回復させ、農業用水の安定供給及び維持管理費の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

・施設の維持管理費の節減	17百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	194百万円
計	211百万円

(費用便益比の算定)

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		3,100百万円	
効用		211百万円	
廃用損失額		45百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		26年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0642	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	3,245百万円	
投資効率	= /	1.04	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化が進んでいる揚水機及び用水路の改修により農業用水が安定的に供給される。

このことにより年間約211百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年5月に国及び支庁並びに関係する町、JA、土地改良区で構成された「国営造成土地改良施設整備事業浦臼地区推進検討委員会」で、事業の推進について了解を得た。

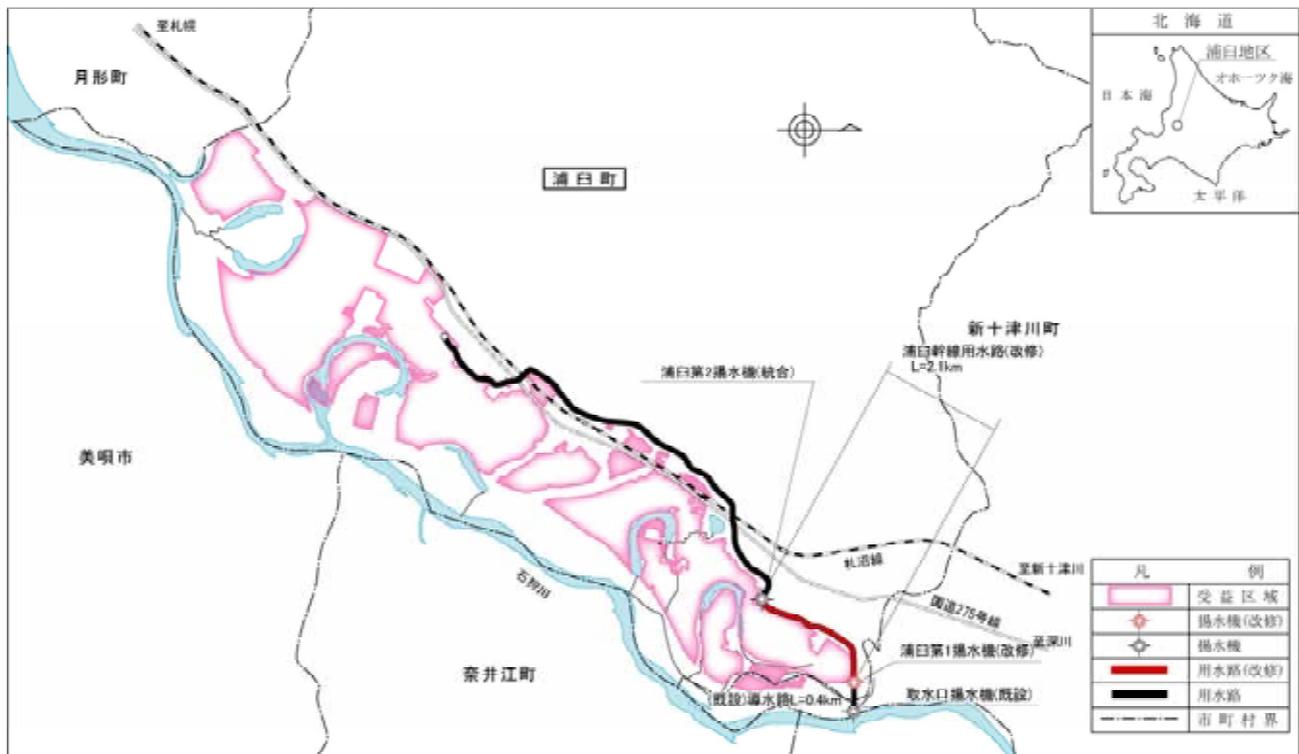
評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	1,303ha		
2.受益者数	181人		
3.主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	揚水機(改修)	1式	2,488百万円
	用水路(改修)	2.1km	612百万円
4.国営総事業費	3,100百万円		

浦 臼 地 区 概 要 図



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：浦臼^{うらうす}）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営造成土地改良施設整備事業 祥栄地区

事業の概要

本地区の排水施設は、直轄明渠排水事業「祥栄地区」(昭和45年度～昭和57年度)により整備されたが、整備後30年余りが経過し、老朽化等による通水断面の縮小等により、農地への湛水被害が頻繁に発生している。

本事業では、排水機能の安定確保のため、美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路の改修を行うものである。

目的・必要性

本地区は、北海道十勝支庁管内の中央部の河西郡芽室町に広がる畑作を中心とした農業地帯に位置している。

本地区の排水施設である美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路は、整備後30年余りが経過し、老朽化等による通水断面の縮小等によって流下能力に不足を来たしており、農地への湛水被害が発生している。

また、排水路の経常的な維持管理の他に、大雨時には湛水被害防止対策としての土盛りやポンプによる排水を行っており、排水路の維持管理に多大な費用と労力を費やしている。

このため、本事業により、美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路を改修し施設機能を回復させ、排水機能の安定確保及び維持管理費の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

・施設の維持管理費の増減	7百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	61百万円
計	68百万円

(費用便益比の算定)

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		1,200百万円	
効用		68百万円	
廃用損失額		52百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0515	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	1,270百万円	
費用便益比	= /	1.05	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化が進んでいる排水路の改修により排水機能が安定的に確保される。

このことにより年間約68百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年7月に国及び支庁並びに関係する町、JAで構成された「国営造成土地改良施設整備事業祥栄地区推進検討委員会」で、事業の推進について了解を得た。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,031ha		
2. 受益者数	65人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	排水路（改修）	2.9km	1,200百万円
4. 国営総事業費	1,200百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：祥栄^{しょうえい}）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営造成土地改良施設整備事業 富丘地区

事業の概要

本地区の排水施設は、直轄明渠排水事業「富丘地区」（昭和55年度～平成4年度）により整備された。

これらの施設のうち恩沙留川排水路は、建設以来20年近くが経過しており、波浪等の影響により河口施設の機能が低下していることから、度々農地が湛水被害を受けており、排水機能を確保するため多大な維持管理費と労力を費やしている状況にある。

本事業では、排水機能の安定確保のため、機能低下の要因となっている恩沙留川排水路の河口施設の改修を行うものである。

目的・必要性

本地区は、北海道網走支庁管内の紋別郡興部町の普通河川恩沙留川流域に拓けた酪農地帯に位置している。

本地区の排水施設である恩沙留川排水路は、建設以来20年近くが経過しており、波浪等の影響により河口施設の機能が低下していることから、度々農地の湛水被害が生じている。

また、河口施設の機能低下に伴い土砂の堆積が顕著となったことから、近年土砂上げの頻度が増加しており、排水機能を安定的に確保するため多大な維持管理費用及び労力を費やしている状況にある。

このため、本事業により、恩沙留川排水路の河口施設を改修し施設機能を回復させ、排水機能の安定確保及び維持管理費の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	8百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	77百万円
計	85百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		1,400百万円	
効用		85百万円	
廃用損失額		76百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		33年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0569	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	1,417百万円	
費用便益比	= /	1.01	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化が進んでいる排水路（河口施設）の改修により排水機能が安定的に確保される。

このことにより年間約85百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年3月に国及び支庁並びに関係する町、JAで構成された「国営造成土地改良施設整備事業富丘地区推進検討委員会」で、事業の推進について了解を得た。

評価担当部局
農村振興局

概要図

1.受益面積	672ha		
2.受益者数	17人		
3.主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水路（河口施設）（改修）	1 式	1,400百万円
4.国営総事業費	1,400百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：^{とみおか}富丘）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項目	評価の内容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営農地再編整備事業 まっかり 真狩地区

事業の概要

本地区は、北海道の南西部の羊蹄山南部に拓けた起伏に富んだ畑作地帯であり、本事業においては区画整理1,023ha、農地造成5ha、道路(5条L=4.7km)の整備を行うものである。

目的・必要性

本地区は、区画が不整形であり、起伏に富んだ波状地形であるとともに、土壌に起因する排水不良等も生じており、効率的な機械化作業が行えず、生産性が低いことから農業経営は不安定なものになっている。

このため、本事業により区画整理と農地造成を一体的に施行し、生産性の高い基盤整備を行うとともに農地の利用集積による経営規模の拡大を図り、農業経営の安定化による農業の振興を基幹とした地域の活性化に資することを目的としている。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	110百万円
・農作物の品質の向上	0百万円
・営農経費の節減	341百万円
・施設の維持管理費の節減	3百万円
・営農に係る走行経費の節減	1百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	4百万円
・一般交通に係る走行経費の節減	0百万円
・ほ場の法面の緑化による河川環境の保全	6百万円
計	465百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	区画整理事業	農地造成事業	地区全体	備 考
総事業費		8,930百万円	70百万円	9,000百万円	
効用		458百万円	7百万円	465百万円	
廃用損失額		4百万円	-	4百万円	廃用する施設の残存価値
総合耐用年数		56年	64年	56年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0465	0.0449	0.0465	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	9,851百万円	148百万円	9,994百万円	
費用便益比	= /	1.10	2.11	1.11	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業は、区画整理及び農地造成を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間10a当たり約33千円相当の営農経費が節減されるとともに、年間10a当たり約11千円相当の作物生産額の増加が図られる。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が、開始される予定である。

事業に対する決議

平成18年3月に真狩地区国営農地再編整備事業促進期成会において、平成19年度着工要求することを決議している。

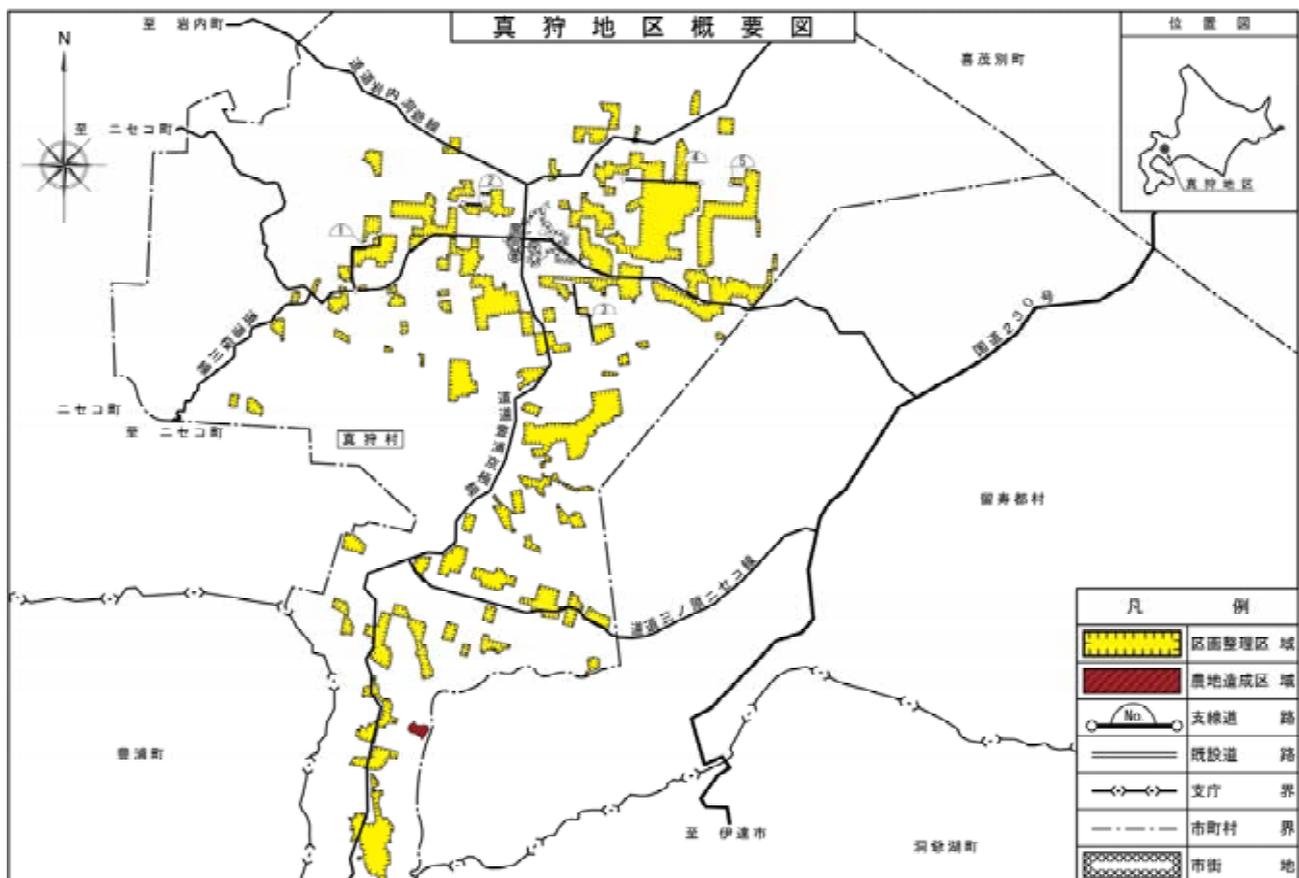
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,028 ha		
2. 受益者数	101 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	区画整理	1,023 ha	8,210 百万円
	道路	5条 L=4.7km	720 百万円
	農地造成	5 ha	70 百万円
国営総事業費			9,000 百万円

注) 工種のうち、区画整理と道路が区画整理事業。



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：真^まっ^っか^り狩）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 農地整備工事の諸条件	・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営総合農地防災事業 新濃尾（二期）地区

事業の概要

本地域は、木曾川両岸に広がる濃尾平野の中央に位置し、岐阜県、愛知県におよぶ約11,110haの地域で、国営濃尾用水事業（S32～S42）等によって犬山頭首工及び宮田導水路等の幹線用排水施設が整備された。

本地域において機能低下が生じている頭首工、排水路の機能回復及び用水の水質改善を図るため、新濃尾（一期）地区において犬山頭首工の補修、羽島用水路、木津用水路22.0kmの改修及び大江排水路16.7kmの改修を行っており、新濃尾（二期）地区においては宮田導水路9.8kmの改修を行う。

事業の目的・必要性

本地域は、岐阜県及び愛知県にまたがる東海地域有数の水田を中心とした農業地帯であるが、都市化の進展に伴う生活雑排水の宮田導水路、羽島用水路、木津用水路への流入は、農業用水の水質を悪化させ水稻の収量及び品質の低下等により農業経営上の支障となっている。また、取水施設である犬山頭首工は河床低下により施設の安全性が低下している。さらに、大江排水路は都市化の進展に伴う流出量の増大により排水断面不足が生じており、地域に被害を及ぼす危険性が生じている。

新濃尾（二期）地区では、都市化の進展によって機能が低下した宮田導水路9.8kmの改修を行い、先行する新濃尾（一期）地区及び関連事業と併せて農作物、農地等への災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	660百万円
・農作物の品質の向上	98百万円
・営農経費の節減	1,235百万円
・施設の維持管理費の節減	307百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	3,626百万円
・施設改修による災害の防止	2,213百万円
・施設改修による洪水被害の軽減	209百万円
・公共施設の保全	46百万円
計	8,394百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		117,257百万円	
効 用		8,394百万円	
廃用損失額		1,065百万円	廃用する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率×（1+建設利息率）		0.0663	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	125,547百万円	
費用便益比	= /	1.07	

注1）総便益、総事業費には一期事業及び関連事業を含む。

注2）百万単位で四捨五入しているため総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

新濃尾（二期）地区と新濃尾（一期）及び関連事業を実施することにより、農業用水の水質改善に伴う農作物の収量の増加、品質の向上、営農経費の節減等により年間約2,000百万円相当の生産性向上が図られる。さらに、犬山頭首工及び大江排水路の機能回復により、作物被害及び洪水被害が未然に防止され、年間約2,400百万円相当の被害が軽減される。

日程・手続

平成11年5月に土地改良法に基づく事業計画が確定している。

事業に対する決議

平成18年7月に宮田用水土地改良区、江南市土地改良区及び扶桑土地改良区の総代会において二期地区着工に対する議決を行っている。

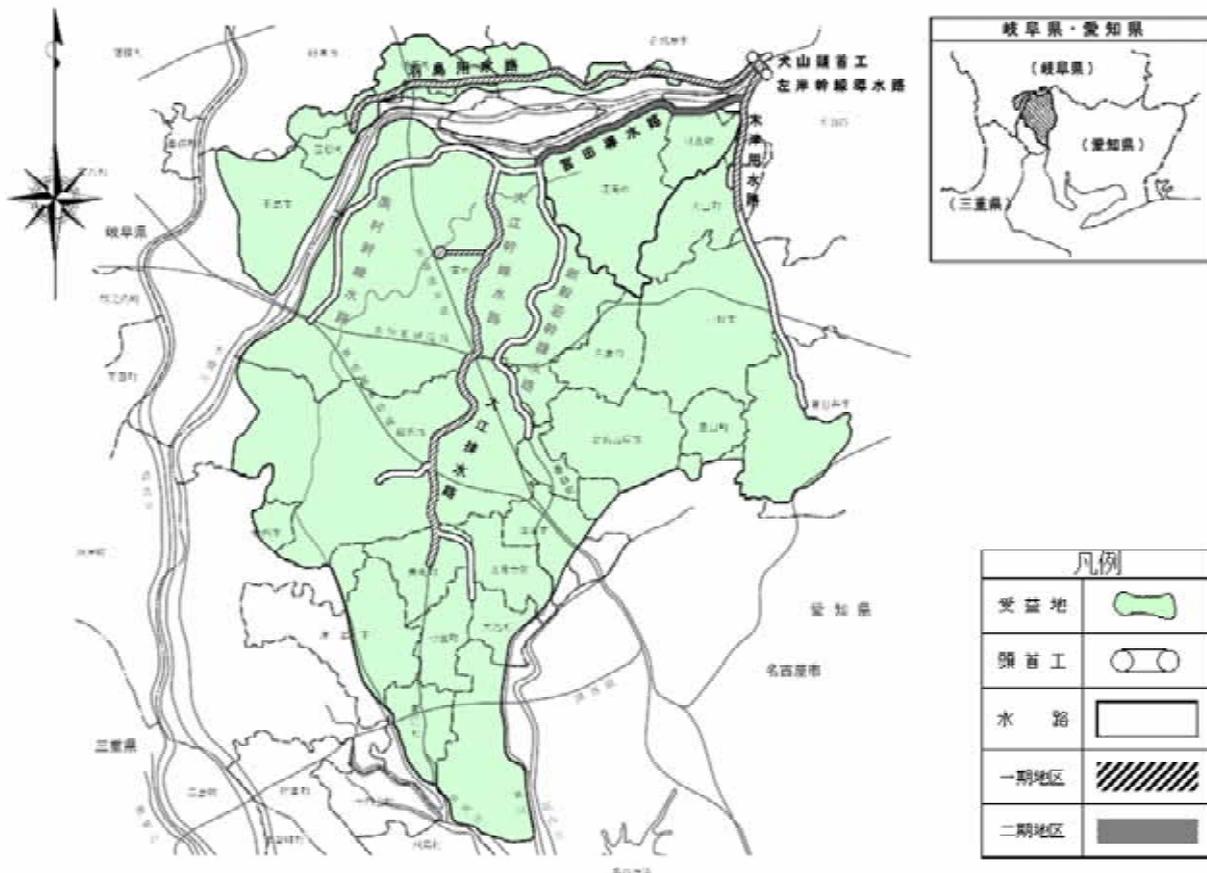
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	11,110ha		
2. 受益者数	45,941人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	(頭首工)	(1式)	(11,816百万円)
	用水路	9.8km	32,400百万円
	(用水路)	(22.0km)	(27,127百万円)
	(排水路)	(16.7km)	(12,037百万円)
	合計		32,400百万円 (50,980百万円)
4. 国営総事業費	83,380百万円		

()内は一期分



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：東海農政局）（地区名：新濃尾（二期））

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。</p> <p>地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。</p> <p>一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。</p> <p>周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営総合農地防災事業 とうま地区

事業の概要

本事業は、北海道上川郡当麻町に拓けた553haの水田農業地帯において、地区の基幹水利施設である当麻ダムの洪水流下能力を回復するため、当麻ダムの洪水吐を改修するものである。

事業の目的・必要性

本地区の基幹水利施設である当麻ダムは、開墾建設事業「当麻地区」（昭和21年度～昭和42年度）により、昭和34年度に築造されたが、ダム流域内の開発等に起因する洪水流出形態の変化により、洪水流下能力の著しい不足による施設の機能低下が生じており、大雨洪水時には広域的な災害の発生する恐れがある。

このため、本事業により、当麻ダムの洪水吐を改修し、洪水流下能力を確保することによって施設の機能回復を図り、農作物及び農用地等の災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・施設の維持管理費の増減	1百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	14百万円
・施設の機能回復による災害の未然防止	526百万円
・町道の付替えによる公共施設機能の維持	1百万円
・周辺景観と調和した施設の整備による環境の保全	2百万円
計	542百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総 事 業 費		8,300百万円	
効 用		542百万円	
廃 用 損 失 額		6百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0531	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	= / -	10,198百万円	
費 用 便 益 比	= /	1.22	

注 1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注 2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、当麻ダムの洪水吐を改修することにより、年間526百万円相当の農地及び周辺に広がる宅地等における災害が未然に防止されるとともに、十分な施設機能が確保され農業生産の維持及び農業経営の安定化が図られる。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

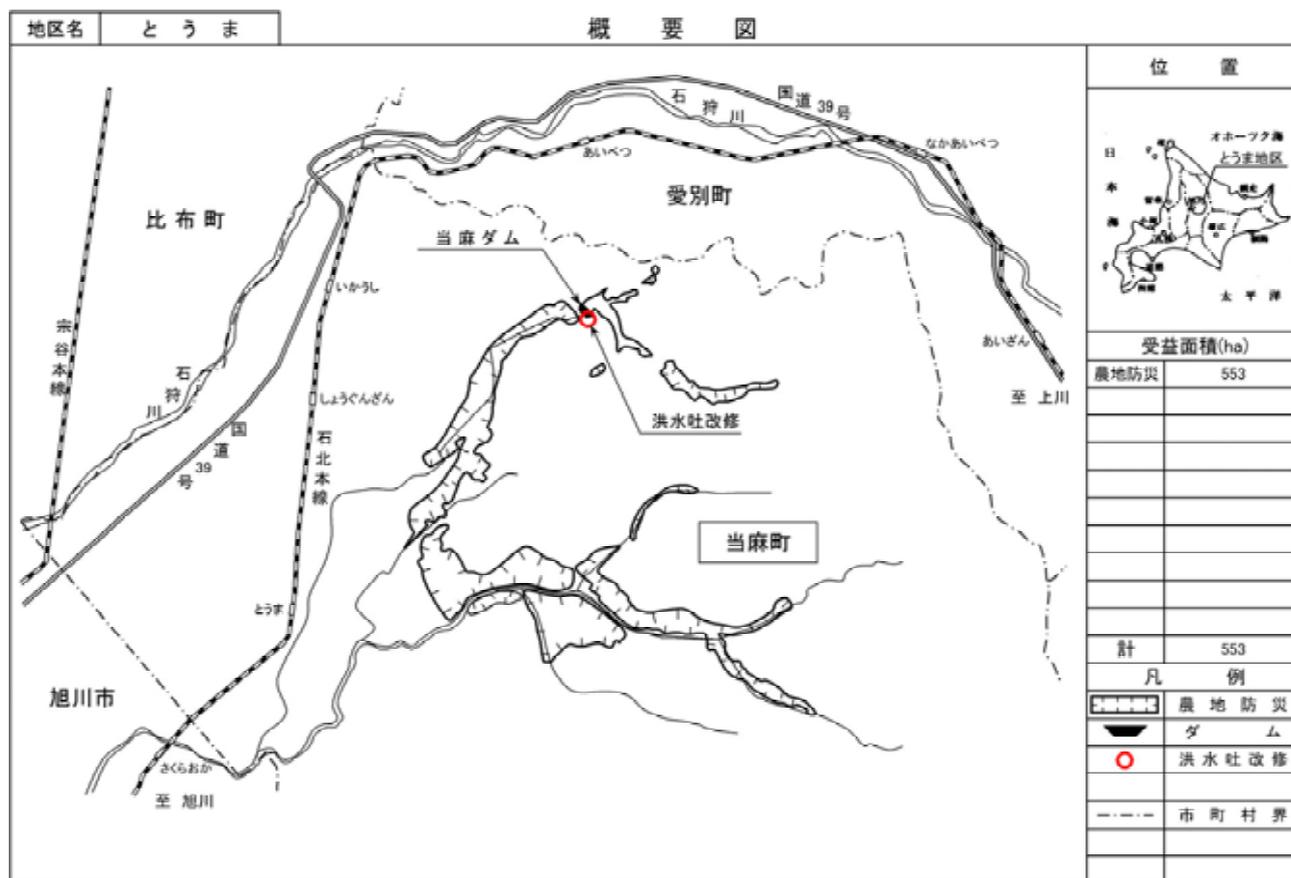
平成18年3月に「当麻土地改良区総代会」において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	553ha		
2. 受益者数	131人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム（洪水吐）	1ヶ所	8,300 百万円
4. 国営総事業費	8,300 百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：とうま地区）

1．必須事項

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（）には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
<p>1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)</p>	<p>作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。</p> <p>地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>2. 事業内容や実施体制等に関する事項</p>	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。</p> <p>一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。</p> <p>周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

国営総合農地防災事業 サロベツ地区

事業の概要

本地区は、北海道天塩郡豊富町のサロベツ川流域に拓けた酪農専業地帯において、泥炭土に起因する地盤の沈下により農業用排水路及び農用地の機能が低下し、農作物の生産性が低く、農作業の能率低下が生じている畑地4,504haを対象とし、これらの機能を回復するため、排水路（22条L=42.4km）、農用地（4,244ha）を整備するものである。

目的・必要性

本地区は、泥炭土に起因する地盤沈下の進行により、農業用排水路においては、通水能力及び必要河床高の不足による機能低下が生じ、降雨時には農作物の湛水被害が発生しているとともに、農用地においては過湿被害及び不陸・埋木障害が発生している。

これらのことから、農作物の生産性が低く、農作業の能率低下を招いており、また、農家の経営においては、飼料自給率が低く、飼養コストが増大している。

このため、本事業は、農業用排水路の整備と併せ、農用地の整備である暗渠排水及び整地を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るとともに、国土の保全に資することを目的とする。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	483 百万円
・営農経費の節減	1,099 百万円
・施設の維持管理費の増減	10 百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	19 百万円
・魚類や植物の生息環境に配慮した護岸設置による水辺環境の保全	1 百万円
計	1,592 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総 事 業 費		24,600百万円	
効 用		1,592百万円	
廃 用 損 失 額		-	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		31年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0602	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	= / -	26,440百万円	妥当投資額
費用便益比	= /	1.07	投資効率

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、機能低下が生じている農業用排水路及び農用地の機能回復を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間483百万円相当の農産物生産量が増加するとともに、年間1,099百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間1,592百万円相当の事業効果が発現される。

日程・手続

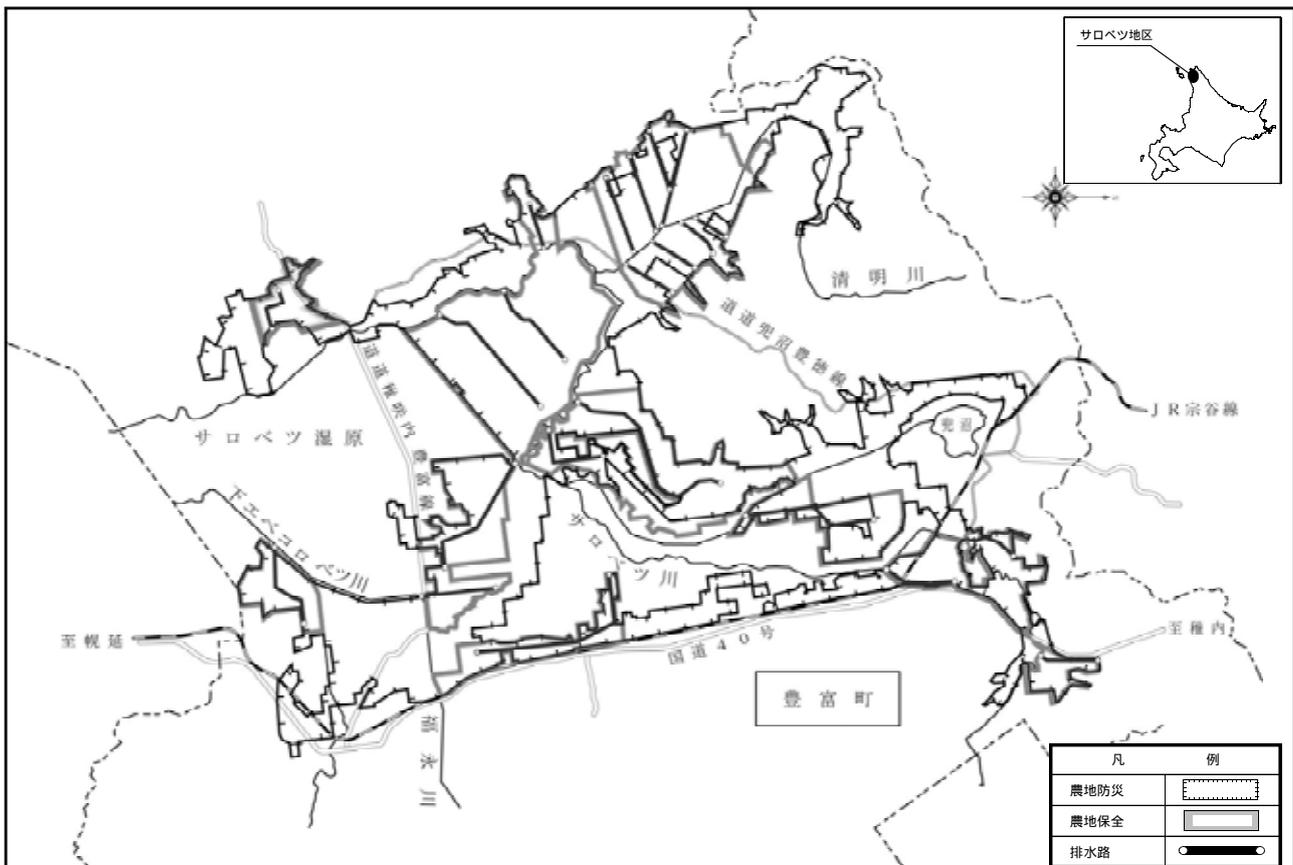
平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年3月に「サロベツ再生促進協議会（平成14年4月10日設立）」において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

概要図

1. 受益面積	4,504ha		
2. 受益者数	128人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	排水路	42.4km	8,730 百万円
	農地保全	4,244ha	15,870 百万円
	合計		24,600 百万円
4. 国営総事業費	24,600 百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：サロベツ地区）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。</p> <p>地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。</p> <p>一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。</p> <p>周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

独立行政法人緑資源機構営事業（特定中山間保全整備事業）邑智西部区域

事業の概要

本事業は、江の川水系の北側に位置する島根県^{はまだし}浜田市、江津市及び邑智郡^{ごうつし}邑南町^{おおちくんおおなんちよう}を対象として、水源林造成(60.0ha)、分収育林(31.0ha)、区画整理(42.2ha)、暗渠排水(77.9ha)、客土(21.7ha)、農業用排水施設整備(23.9km)、ため池整備3ヶ所、農林業用道路8.9km、林地転換1.3ha、鳥獣害防止施設17.0kmの整備を一体的に実施するものである。

目的・必要性

邑智西部区域は、農家林家の割合が高く、林業と農業は一体となって営まれているが、林業は木材価格の低迷により、林業経営が悪化し、従事者の減少・高齢化とあいまって間伐等の遅れなど適切な管理が行われていない森林が増加し、また、農業は農業従事者の減少・高齢化等に加え、農用地整備の遅れにより耕作放棄地が増加しており、水源かん養機能等公益的機能の低下が懸念されている。

このため、森林整備や農用地整備、土地改良施設整備等を一体的に行い、農林業の振興、森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものである。

事業の効率性

農業部門

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	65百万円
・営農経費の節減	42百万円
・施設改修等による維持管理費の節減	1百万円
・農道整備による営農に係る走行経費の節減	266百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	82百万円
・農道整備による一般走行経費の節減	58百万円
・安全施設の設置による安全性の向上	4百万円
・既設道路の付け替え等による現況施設の機能の維持保全	16百万円
・環境に配慮した施設の整備による生態系の保全	7百万円
計	539百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		9,391百万円	
効用		539百万円	
廃用損失額		114百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		48年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.04914	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	10,845百万円	
費用便益比	= /	1.15	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は緑資源機構法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

林業部門

効用（総便益額）

・森林整備による水源かん養便益	390百万円
・森林整備による山地保全便益	123百万円
・森林整備による環境保全便益	160百万円
・森林整備及び林道整備による木材生産等便益	672百万円
・林道整備による森林整備経費縮減等便益	431百万円
・林道整備による一般交通便益	928百万円
・林道整備による森林の総合利用便益	20百万円
・林道整備による災害等軽減便益	5百万円
・その他の便益	156百万円
計	2,886百万円

（費用便益費の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総費用		2,200百万円	
総便益		2,886百万円	
費用便益費	= /	1.31	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため総便益の算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は緑資源機構法に基づく法手続きを経て確定するため現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業の実施により、森林整備や農用地整備及び土地改良施設整備等を一体的に行うことによつて、林業部門においては、水源かん養機能の向上（約390百万円相当）、木材生産の維持増進（約672百万円相当）や森林整備の促進（約431百万円相当）などが図られる。また、農業部門においては、農業生産の向上（年間約65百万円相当）、営農経費の節減（年間約42百万円相当）、営農に係る走行経費の節減（年間約266百万円相当）などが図られる。

日程・手続

平成18年度中に、緑資源機構法に基づく事業実施計画案の公表等の手続が開始される予定である。

事業に対する決議

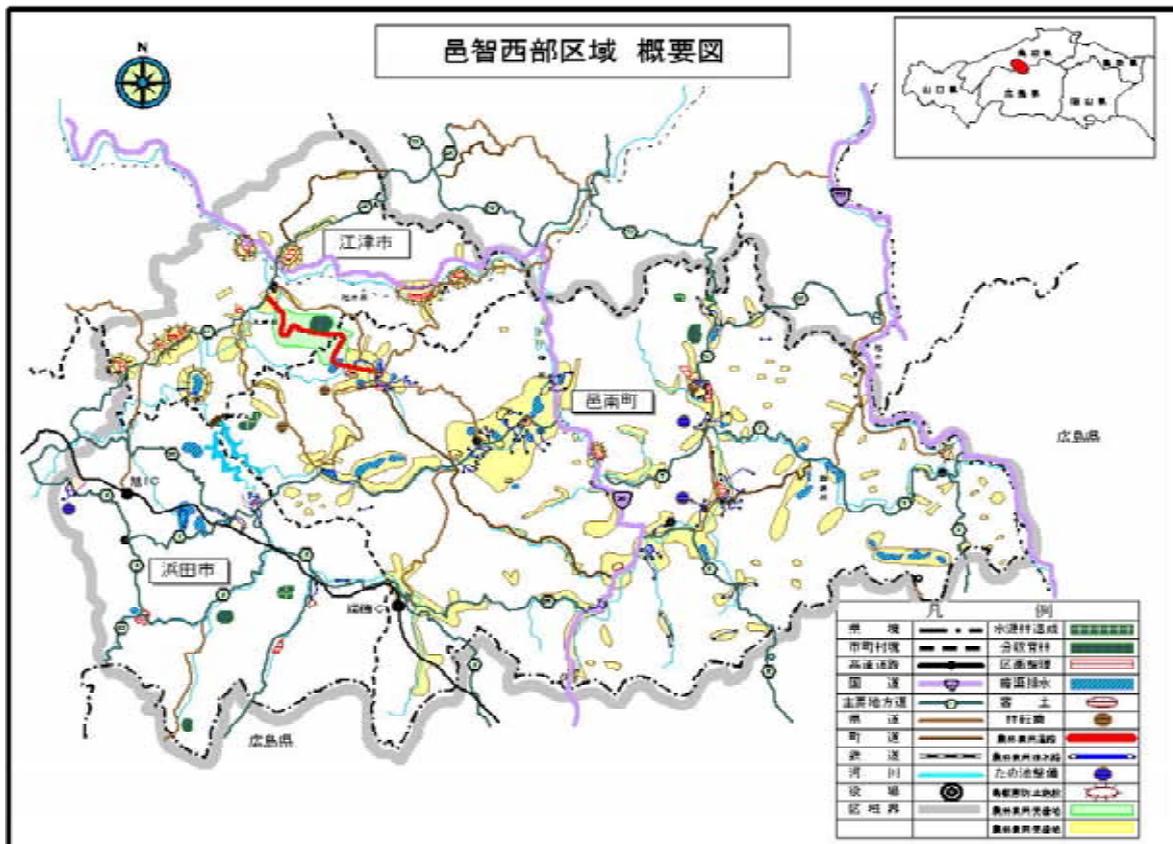
平成18年8月に県及び関係市町からなる「邑智西部地域特定中山間保全整備事業推進協議会」において、平成19年度新規着工を要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局、林野庁

概要図

1. 受益面積	3,168ha（農業受益2,530ha、林業受益638ha）			
2. 受益者数	4,585人（農業受益者4,492人、林業受益者93人）			
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費	
			農業部門	林業部門
	水源林造成	60.0ha	-	183百万円
	分収育成林	31.0ha	-	32百万円
	区画整理	42.2ha	940百万円	-
	暗渠排水	77.9ha	338百万円	-
	客土	21.7ha	190百万円	-
	農業用排水施設整備	23.9km	776百万円	-
	ため池整備	3ヶ所	72百万円	-
	農林業用道路	8.9km	7,031百万円	2,394百万円
	林地転換	1.3ha	2百万円	-
	鳥獣害防止施設	17.0km	42百万円	-
	小 計		9,391百万円	2,609百万円
総事業費	12,000百万円			



平成19年度新規地区採択チェックリスト（独立行政法人緑資源機構
 特定中山間保全整備事業）

（都道府県名：島根県）（区域名：邑智西部）

1．必須事項（農業部門）

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	<input type="checkbox"/>
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項（農業部門）

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>農地の適正な利用が図られる。</p> <p>農業の持続的な生産活動の促進が図られる。</p> <p>農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項が確認されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。</p> <p>関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。
 項目欄の（）には、主として考えられる観点を記述している。

1. 必須事項（林業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 環境の保全について配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること。 ・ 農林道にあっては、当該事業が環境の保全や景観について配慮したものであること。 	<input type="checkbox"/>
5. 事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 農林道を実施する場合にあっては、上記の他に事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。 	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の目標に関する事項（有効性）	<p>水土保全機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。</p> <p>関係地域の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	<p>森林整備、林業生産活動の対象となる森林があること。</p> <p>通勤時間や集運材コストの低減が図られること。</p> <p>流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保されること。</p> <p>地域における山村集落の生活基盤として重要であること。</p> <p>地域防災上の効果が見込まれること。</p> <p>都市部の住民に森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果があること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容に関する事項	<p>効率的・効果的な計画となっていること。</p> <p>森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。</p> <p>適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。</p> <p>間伐材等の積極的な活用が図られていること。</p> <p>関連する他事業との調整が図られていること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	<p>起点、終点および路線計画は妥当であること。</p> <p>路線の規格、規模が適正であること。</p> <p>コスト縮減の取組がなされていること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「 」を記入。

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判 定
2. 事業内容に関する事項	<p>防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されていること。</p> <p>国有林、道路関係部局等との調整が図られていること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	<p>過去に濁水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>農林道を実施する場合は以下の項目も含む</p> <p>地元の要望が高く、合意形成がなされていること。</p> <p>農林道を中心とした林内路網整備の取組がなされていること。</p> <p>周辺の森林は手入れの必要なものが大半を占めること。</p> <p>移管後の適切な維持管理のための体制が整っていること。</p> <p>早期完成、効果発現のための取組がなされていること。</p> <p>高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「 」を記入。